

2016年12月9日

団体年金事業部

## 平成29年度 与党税制改正大綱について

平成28年12月8日付で自由民主党/公明党は、平成29年度税制改正大綱を公表しました。

以下、企業年金に関する主な記載についてご案内いたします。

今後、閣議決定された大綱を元に法制化が進められ、国会等の審議を経て決定します。

## 1. 企業年金等の積立金に対する特別法人税

内容	備考
課税停止措置：「 <u>3年延長</u> 」	これにより、平成32年3月31日まで課税停止期限延長

## 2. 確定拠出年金における退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直し

内容
老齢給付金として支給される一時金に係る退職所得控除額の計算の基礎となる「組合員等であった期間」に、 <u>確定拠出年金以外の制度から資産又は脱退一時金相当額等の移換があった場合におけるその移換を受けた資産又は脱退一時金相当額等の額の算定の基礎となった期間のうち、加入者の年齢が60歳に達した日の前日が属する月後の期間及び確定拠出年金の運用指図者期間と重複している期間を含める。</u>

## 3. その他（検討事項）

内容
年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、 <u>拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。</u>

※平成29年度与党税制改正大綱（自民HP）：[https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/133810\\_1.pdf](https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/133810_1.pdf)

※当該大綱の中で、1. はP87、2. はP36（国税）/P38（地方税）、3. はP131にそれぞれ記載。

以上